

## 第5回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第82号 いちき串木野市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 3 議案第83号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第84号 いちき串木野市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第85号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第86号 市道の認定について
- 第 7 議案第87号 総合体育館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第88号 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第89号 市営駐車場等の指定管理者の指定について
- 第10 予算議案第4号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 第11 公下水特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第4号（12月11日）（水曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	15番	福田清宏君
7番	大六野一美君	16番	下迫田良信君
8番	濱田尚君		

欠席議員 1名

14番 宇都耕平君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神菌正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	出水喜三彦君
副市	長	中屋謙治君	市来支所長	田中大作君
教育	長	有村孝君	教委総務課長	瀬川大君
総務課	長	田中和幸君	消防長	若松勝司君
政策課	長	北山修君	福祉課長	立野美恵子君

令和元年12月11日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第11

議案第81号～公下水特予算

議案第2号一括上程

○議長（下迫田良信君） まず、日程第1、議案第81号から日程第11、公下水特予算議案第2

号までを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。

まず、議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号いちき串木野市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑はありますか。

○4番（田中和矢君） 任用職員は地方公務員

法の全面的な適用になるということですが、服務規程とか懲戒処分とか、そういうのも含めて、これによって影響額というか、どういった金額がふえるのか。

それと、人件費に占める割合が何%ぐらいなのか。もしわかれば、よろしく。

**○総務課長（田中和幸君）** 会計任用職員が導入された場合、現在のところ、240人ほどが該当するのではないだろうかと思っているところでございます。

その所要額でございますが、現在のところ、240名にかかわる賃金、社会保険料、およそ4億円でございます。今回、この方々が新たな制度に移行しますと、4億4,800万円ほどになるのではないだろうか、全体でですね。4,800万円ほどが上昇額ということになるかと思っております。

およそ26億円ほどが人件費だと思っております。済みません。詳細の数字を持ち合わせておりませんので、また今後お答えさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○6番（中村敏彦君）** 人数について確認です。たしか議案説明で、今も答弁がありました。240人でしたが、9月の議会でたしか非正規職員の数を聞いたとき、196人という答弁だったんですよね。その44人の差は、この資料集の10ページの現行の区分表がありますよね。①から⑧まで。この44名はどこに入るのかなと思って、その疑問であります。

**○総務課長（田中和幸君）** 9月の段階で答弁させていただいた196名と240名の差でございます。

9月議会のときには、4月1日現在の賃金、報酬等で払われる方々ということで答弁したということで、確認したところでございます。

今回、240名で入っていない部分といいますのは、この表で言いますと、2番目の一般職非常勤職員、スクールソーシャルワーカーとかこういう方々は今まで謝金という形、お礼のお金というような形での支払いをやっていたところでござい

す。

この方々が数的に言いますと、15人いらっしゃいます。それと、4月2日以降に採用された方々、例えば、地域おこし協力隊ですとか、職員が病休とか、そういう形で補充した方等が23名おります。それと、その他という要件でございまして、他会計等で今回答弁のほうには入れなかった方々が6名ほどいるということで、今回、詳細に調査したら対象になるのではなかろうかということで、240名という形で申し上げているところでございます。

**○6番（中村敏彦君）** わかりました。

先ほどの同僚議員の質問で、人件費の影響額が4,800万円ということでしたが、つい先日、新聞に一応、地方交付税で措置されることになっているようですが、全国の都道府県プラス市町村の影響額は1,500億円で、大方の自治体が支援を要請する。これでは地方財政が厳しくなると。したがって、国の支援を要請するという内容の記事がありましたけれども、4,800億円の増加影響が地方交付税のみでカバーできるのでしょうか。

**○財政課長（出水喜三彦君）** 今回の会計年度任用職員に係る所要額につきましては、本市におきましてもその影響額を含め、市長会等を通じまして地方財政措置を要望してまいったところでございます。

国におきましては、この必要となる財源についてそれぞれの地方公共団体の実態を踏まえつつ、地方財政措置について検討するというふうな方向性で進んでおりまして、それについては、地方交付税の基準財政需要額のほうで見られるものと考えてございます。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第83号子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

**○10番（東 育代君）** 少しお聞きします。先

だって資料をいただいたんですが、その中で、利用施設の無償化の対象範囲、3歳児、5歳児と住民税非課税のゼロ歳児、2歳児というので説明を受けたんですが、併用サービス等のところで、一時預かり事業、ファミリーサポート、それから病児保育とあるんですけど、その中で、このサービスを受けられる対象者についての条件があるのか。対象者の人数はおおよそどのくらいか。併用サービス等の周知についてどうか。この3点についてお聞きします。

**○福祉課長（立野美恵子君）** サービスを受ける条件につきましては、まず、保育の必要性がある方になります。保育の必要性は、保護者全員が月48時間以上の就労、疾病、介護などで保育ができない状態であることが必要であります。

無償化は保育園などが利用できていない方に対する代替的な措置であるため、原則預かりが対象になります。

また、幼稚園を利用している場合は、施設が預かり保育を実施していない場合など、無償化の条件があります。

先ほど言われました無償化の対象人数でありますけれども、まず、保育の必要性の申請がなければ、対象になるかどうかということがわかりませんので、具体的な対象になる人数というのは今のところわかりませんが、12月6日現在で、認可外保育所の一時預かり事業だけが1名の申請があったところでもあります。

併用サービスの提供というのが、先ほどちょっと説明をしたんですけども、幼稚園を利用している人などについては、まず預かり保育を利用してもらって、その後使っていただくということで、今のところ預かり保育との併用の申請はないところでもあります。

周知については、市の8月20日号の広報紙で掲載をしております。また、保育園等を利用するための保育施設等の利用の案内等でもお知らせをしているところでもあります。

**○10番（東 育代君）** 一時預かり事業で1名の申請ということですが、病児保育はわかるんで

すが、ファミリーサポート事業についてもう少しお聞きしたいんですけども、対象者の把握はしていらっしゃるんですか。

**○福祉課長（立野美恵子君）** ファミリーサポートセンターの利用の方についても、まず、保育の必要性が申請になりますので、まだ具体的な数字は把握していないところであります。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第84号いちき串木野市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号市道の認定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号総合体育館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第88号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第89号市営駐車場等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第4号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案の付託については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

△散 会

**○議長（下迫田良信君）** 以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前10時15分